

草津市総合教育会議 会議録

令和6年10月18日開催

草津市役所 4階行政委員会室

出席者	草津市長	橋川 渉
	草津市教育委員会	
	教 育 長	藤 田 雅 也
	委 員	我孫子 智美
	委 員	森 登 世 美
	委 員	伊 藤 有 理
	委 員	小 辻 寿 規
事務局	教育部長	岸 本 久
	教育部理事（学校教育担当）	菊 池 誠
	総合政策部副部長（総括）	山 本 陽 一
	教育部副部長（総括）	安 藤 智 至
	教育部副部長（スポーツ担当）	田 中 歩
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二 井 治 美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 児童生徒支援課長	好 士 崎 壯
	企画調整課長	門 田 忍
	教育総務課長	山 田 晋 作
	学校給食センター所長	大 野 ま ゆ み
	第二学校給食センター所長	馬 場 英 樹
	生涯学習課長	古 川 郁 子
	スポーツ保健課長	堀 井 武 彦
	国スポ・障スポ推進室長	岩 城 弘 宜
	歴史文化財課長	井 上 博 道
	草津宿街道交流館長	岩 間 一 水
	学校教育課長	西 田 和 弘
	学校政策推進課長	尾 関 大 応
	教育研究所長	小 林 悦 子

令和6年度 草津市総合教育会議 次第

日時 令和6年10月18日（金）15時～

場所 市役所4階 行政委員会室

1 開会

2 議題

（1）多様な教育ニーズへの対応について

（2）草津市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）
について

3 閉会

開会 15時00分

市長

皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、令和6年度草津市総合教育会議を開催いたします。

「総合教育会議」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定されている会議でございます。市長と教育委員会が教育課題やめざすべき姿を共有し、連携して教育行政を推進していくために開催するものです。

本日の会議は、2部構成で、第1部を「多様な教育ニーズ」、第2部を「教育大綱」をテーマとして意見交換をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議の進行については、事務局でお願いいたします。

———第1部———

教育部理事

教育委員会事務局の菊池でございます。

市長から会議の進行を委任いただきましたので、第1部は私が進行させていただきます。

議題は「多様な教育ニーズへの対応について」でございます。

まず、担当課であります児童生徒支援課から説明をお願いいたします。

教育部副部長兼
児童生徒支援課長

児童生徒支援課の好士崎でございます。

本日は、「多様な教育ニーズへの対応について」と題し、「日本語指導などの支援、不登校児童生徒への支援、インクルーシブ教育の充実」について、これまでの取組の経緯や現状、課題などを御説明させていただき、みなさまから、今後の草津市における取組や施策の在り方などについて、様々な視点から御協議いただければと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに「日本語指導などの支援」について、御説明いたします。

外国籍児童生徒などのうち、日本語での学習や、日本語の習得そのものへの、支援が必要な児童生徒数の推移です。

人数は多くありませんが、それでも少しずつ年々増加の傾向が見られます。特に小学生では、増加率としては大きくなってきています。具体的には、中学生で微増、小学生では2.5倍となっております。

外国人児童生徒に対する支援としては、大きく分けて日本語の習得を支援する日本語指導と、本人だけでなく保護者も含めて出身国の言語等によって必要な情報を伝えたりコミュニケーションを支援したりする母語支援の2つがあります。県の施策として、日本語指導が必要な児童生徒が2名以上在籍する学校に対して、週2回、2時間ずつ、合計4時間の日本語指導教員が配置され、学校生活などに必要な、基本的な日本語の習得を支援しています。また、いきいきサポート支援事業、一人ひとりの学び支援事業などを活用し、該当児童生徒の状況に合わせ、県と情報共有しながら、母語による支援をしています。草津市の施策としては、学校生活で通訳や翻訳が必要な場合に、通訳者を派遣したり、必要な書類を翻訳する制度があります。児童生徒を直接支援することもあります。行事や保護者面談での通訳、成績表の翻訳など、保護者を対象とした活用が多くなっています。英語の翻訳のみ、一部をまちづくり協働課と連携して、実施しています。

現在の課題です。草津市では外国人児童生徒の人数増に加え、多言語化が進んでいます。令和6年度においては、アラビア語、ベトナム語、タジク語、（これは、タジキスタンの言葉となります。）などの通訳が見つからず、委託している業者をお願いして、英語での対応や、「やさしい日本語」という形で支援しています。市で取り組んでいる施策を充実させるためにも、母語支援ができる人的資源の発掘や確保についての取組が必要になります。また、1校あたりの在籍児童生徒数が1人であるなど、県の制度による日本語指導教員が配置されない場合も見受けられます。母語も日本語も十分ではなく、学習や生活の積み上げがうまくいかない状態となる、いわゆる「ダブルリミテッド」につきまして、現在、市内では該当はありません。しかし、市内小中学校の担当者との情報交換の中では、今後対応が必要になる可能性のある児童生徒がいるとの話を聞いております。今後、実態を細やかに把握し、対応への準備をしていく必要であると考えています。

次に、「不登校児童生徒への支援」について、御説明いたします。不登校児童生徒への支援につきましては、令和4年度にも市の総合教育会議でテーマに取り上げられ、御協議いただきました。これまでに、この表にありますような未然防止、早期発見・早期対応、学びの場の確保に関する取組を進めてきており、現在も、その充実を図ってきているところです。これらの取組を踏まえ、1,000人あたりの不登校児童生徒数の割合を見てみますと、以前は国や県の割合よりも高い水準にありましたが、小学校では令和4年度において、県、国の割合をともに下回ることとなりました。中学校でも国の割合を下回るとともに、その増加割合が令和5年度においても横ばいとなってきています。今までの取組の一定の成果は出ていると見られますが、小学校では、令和5年度においては、割合が上がっています。全国と県の統計が現在、まだ届いておりませんが、届きましたら、その比較なども含めて、今後分析していく必要があると考えております。また、不登校児童生徒の数については、全国と同様に年々増加の傾向にあり、今後も取組の充実を図って行く必要があるものと考えております。

不登校児童生徒の学びの場について、特に、登校支援室、やまびこ教育相談室、フリースクールの利用状況について見てまいります。登校支援室については、今年度から、市内の全小中学校に設置し、加配教員を配置しました。安心して過ごせる場として、利用する子どもが増え、教室での学習に戻るきっかけにつながるなど、好事例の報告を聞いております。ただ、各校の事情により、備品や内装が十分でない部屋もあります。落ち着いて過ごせる場とするために、今後はハード面での整備も必要であると思っております。やまびこ教育相談室は、青地教室に加えて、令和5年度には上笠教室が増設されました。これによって通いやすくなり、定期的な通所につながったと考えられる児童生徒もいます。しかしながら、特に中学生においては自転車等で一人で通所する生徒も多く、依然として地理的な通いにくさが懸念されます。さらなる充実が望まれるところかと思います。フリースクールの利用補助金につきましては、「引きこもりを防止し、フリースクールへ通所することで社会的自立につなげること」との趣

旨から、これまでオンライン上のフリースクールは補助金の対象となる認定フリースクールとはしていませんでした。現在、オンラインやメタバースを活用したフリースクールが増えてきている実情や、児童生徒の支援につながるきっかけとなる効果も期待できることから、オンラインやメタバースを活用したフリースクールについて、認定の在り方や利用ニーズの把握など、研究を進めているところです。今後の課題・方向性としては、未然防止として、子どもの主体性を活かしながら、子ども同士のつながりを育てることのできる

「こどもまんなかの学校づくりの推進」、早期発見・早期対応として、心と体の健康観察の効果的な活用や、ＳＳＷ等の専門家との連携などによる、子どものＳＯＳの早期発見・早期対応の充実、支援の充実として登校支援室の設えの整備、利用者の少ない校区等やまびこ教室のさらなる拡充の検討、草津市認定フリースクールの対象範囲の検討、メタバースの効果的な利活用についての調査・研究等を考えております。これまでの取組の成果と課題を踏まえ、新たな学びの場の在り方などについて、引き続き考えていく必要があるととらえております。

次に「インクルーシブ教育の充実」について、御説明いたします。現在策定を進めている草津市教育振興基本計画では、特別支援に関わる教育について「インクルーシブ教育」という言葉を使っています。以前は「特殊教育」という言葉が使われておりました。障害の種類や程度に応じて特別の場で教育を行う「特殊教育」という考え方から、平成 19 年に、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒も含め、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと、概念が変わってきました。平成 24 年には中央教育審議会によって「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」がまとめられました。現在推進されている「インクルーシブ教育」の「インクルーシブ」は、広く包み込むことを意味する言葉です。障害のあるなしに関わらず、みんなが一緒に学ぶことを大切にする、また、これまでの「障害」の概念には入らないものの、個別の配慮を必要としている児童生徒が増えている実態がある、これらのことから、「みんな一緒に」「発達上の多様なニーズへの対応を包含

して」という意味合いで、使われています。個別の配慮を必要としている児童生徒には、保護者や関係機関等との連携による、適切な教育的支援を行うため「個別の支援計画」を作っています。令和5年度には、小学校829人、中学校357人、合計1,186人の児童生徒に、個別の支援計画を作成しています。インクルーシブ教育がめざすものは「誰も取り残さない」、「一人ひとりに応じた」、「みんなが共に学ぶ」と言った言葉で表されます。草津市では現在も、これらを教育全体の基盤となるものと考えているところです。すべての子どもが安心して過ごし、学習するため、個に応じた支援の充実はとても重要です。このため、「特別支援学校」や「特別支援学級」が重要な拠点となります。一方で、近年は個別の支援計画を有するなど、個別に支援を必要とする場合であっても、通常の学級に在籍する子どもが増えてきています。

では、支援を必要とする子どもたちの就学先は、どのように決まるのでしょうか。個別に支援が必要であると思われる児童生徒がいる場合、その就学先が決まるまでの大まかな流れとしては、まず、保護者や各校園が、日々の子どもの見取りを行い、それを互いに共有し、園所校内で就学相談が行われます。そのうえで、必要に応じて、発達検査や医療相談、保護者や子ども自身による、特別支援学級や特別支援学校の見学を行います。就学先についての検討が必要と判断される場合は、市の就学支援委員会での就学相談を受けて、望ましい就学先の答申が出され、答申を見たうえで、保護者が決定されるということになります。現在、草津市では、保護者の意向などから、特別支援学校がのぞましいとの答申を受けながら一般校の特別支援学級に就学している児童生徒が31人、特別支援学級への就学が望ましいとの答申を受けながら、通常級に在籍している児童生徒が48人います。答申で、特別支援学校、特別支援学級が望ましいとされながら、通常学級に在籍する児童生徒は、市全体として、年々増える傾向にあります。もちろん、答申だけがすべてではありません。先ほど申し上げたインクルーシブの観点や子ども一人ひとりの個性、生活背景なども踏まえ、保護者の意向も大切にしながら、長い目を見た、一人ひとりに合った学びの場を考え、適切に提供していくことが大切です。

次に、合理的配慮について見てまいります。合理的配慮とは、障害の有無に関係なくすべての人々が安心して生活を送れるようにするため、日常生活にあるさまざまなバリア・障壁を取り除くための措置のことです。在籍する学級や学校の種別に関係なく、支援を必要とする児童生徒へは、合理的な配慮が求められます。学校だけでなく、社会全体に求められるものであり、職場などにおいてもこの配慮が必要になります。備品を揃えるなどハード面での配慮だけでなく、合理的配慮や支援を要するための人的な体制の充実も必要となることがあり、合理的な配慮への周囲の人々の理解を深めることが重要となります。具体的には、ここに示しておりますが、少し補足しますと、ICT機器を活用して、子ども自身の学習の仕方へのサポートもありますし、学習内容の情報を絵にかいたり、図式化したりして視覚化することで、理解を助けるなど、授業者の工夫によるもの、少し落ち着いたり集中したりするためのクールダウンのスペースや、見守り体制の確保などが挙げられています。先程の「インクルーシブ教育」の概念でも触れましたが、学校においては、子どもたちの社会性を育成するためには、障害のある児童生徒が、その子に応じた適切な配慮を受けながら、集団の中で過ごすことが、とても大切になってきます。この中で、「周囲の子どもたちや保護者の理解」、これがなければ不登校やいじめの要因にも発展する場合も考えられるため、大変重要となります。通常学級に限らず、学校では既に様々な場面において、合理的配慮を進めているところですが、通常級において配慮を必要とする児童生徒が増えてきている中、共生社会の実現を目指すためには、インクルーシブ教育をさらに充実させることで、その理解を広めていくことが必要であると考えております。

以上が、「日本語指導などの支援、不登校児童生徒への支援、インクルーシブ教育の充実」の3つの視点から、「多様な教育ニーズの対応について」、現状や課題などの説明となります。ありがとうございました。

教育部理事

それでは、御説明いたしました内容を踏まえていただきまして、意見交換をお願いできればと思います。なお、担当課からは3つの視点をまとめて説明いたしました。協議は1

	つずつとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
全員	はい。
教育部理事	それでは、1つ目の「日本語指導などの支援」につきまして、御意見・御質問のある方は御発言をお願いしたいと思います。
市長	質問と確認を申し上げたいと思いますが、日本語指導などの支援が必要な小学校の子どもが増えているという話ですが、中学校はまだ増えていないようですが、持ち上がっていくと中学校も増えるという予測なのでしょうか。あるいは、小学生の間に日本語指導が十分できるので、中学生になると減るという傾向の根拠があるのでしょうか。今後の見通しも含めて、そのあたりの状況はどうでしょうか。小学生のお子さんをお持ちの外国の方がどんどん来ているのか、中学校はそうではないのか、その状況を教えてください。日本語指導員の配置は県でしていただいています、1つの学校で2名いないと配置がされませんので、先日、県市首長会議というのがありまして、1名でも配置していただかないと困るということは要望させていただきました。指導員の人材確保が難しいということは担当の方が後でおっしゃっていましたが、知事に向かっては要望させていただいております。人材確保は県では広域的に調整ができるように、当該市町でなくても、広域から行ってもらうようにするというような答弁はありました。この頃、デジタル機器が進んでおり、ポケトークやスマホのソフトなどで100か国語は対応されていると聞いています。そのあたりの対応はされているのでしょうか。最後に、ダブルリミテッドは何故発生するのでしょうか。親の方も母国語も不自由で子どもに伝わらないのか、子ども自体も母国語ができないのか、その状況を教えてください。
教育部理事	日本語指導員の配置について2名を1名にするよう要望いただきありがとうございます。学校現場でそうなっていけばありがたいと思っています。質問は、日本語指導が必要な子

どもの中学生も含めた今後の見通し、デジタル機器を使った主にポケトークの対応の現状、ダブルリミテッドの発生や要因でよろしいでしょうか。

市長

はい。

教育部理事

それでは担当課より回答をお願いします。

教育部副部長兼
児童生徒支援課長

1点目の日本語指導が必要な児童生徒の現状ですが、小学生は増加傾向で、中学生は微増となっています。おっしゃるとおり、長期に滞在している子どもにつきましては、子どもは適応が早いので、1年程度すると、学校生活については、コミュニケーションをとることは困らなくなっている子どもが多いように思います。一方で、外国籍の子どもについては、比較的出入りが早く、1年以上の滞在ではなく、数か月で、草津市を転出したり、母国へ帰ったりする子がおり、十分な支援をする前にいなくなってしまうことが多いと思っています。中学生になってから、転入してくる子もいます。今年も何件か聞いておりまして、対応に苦慮しているところです。

2点目のポケトーク等の活用につきましては、市教委の方で貸出をしています。タブレットの中にもある程度対応できるものもありますので、それを使って支援をしています。ただ、保護者の面談であればそれを活用できますが、日本語指導では、指導のノウハウや、その子に合わせた教材が必要になりますので、アプリだけでは難しいところがあります。具体的には、通知表の翻訳は専門的な言葉もありますので、アプリではなかなか対応できず、書面にまとめるのを通訳のお力を借りているという実情がございます。

3点目のダブルリミテッドに陥る理由ですが、様々なケースがあります。一番わかりやすいのは、その子に発達の特徴があって、学習がうまくいかないということがあります。一般的には、学齢期に入る前の小学校低学年、就学前の段階で日本に来た場合、母国語を獲得する時期ですので、周りのテレビや掲示物、本等すべてが母国語である中で育つはずが、学習として母国語を獲得していく時期に日本に来るので、母

	国語も獲得しておらず、日本に来て、支えとなる母国語が十分に獲得できていないので、外国語としての日本語も習得することができない状態に陥ると言われています。
市長	ポケトークやタブレットの話ですが、ポケトークに限れば何台持っていて、どれくらい貸出しているのでしょうか。必要があれば増やしたらいいと思うのですが。 ダブルリミテッドですが、就学前で小学校1年生になるまでに、ある程度母国語が身に着けられるということはないのでしょうか。家に帰ったら母国語だと思いますし、両親がある程度指導しなければ、学校で指導するわけにはいきませんので、親との連携はどうしているのでしょうか。今後発生する見込なら、今から十分準備をしておいてほしいと思います。県内では甲賀市・湖南市は外国籍の子どもが多いので、ダブルリミテッドのお子さんが多いのでしょうか。
教育部理事	ポケトークの台数については、把握できていますか？
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	14台あり、貸出の実績は10台です。
教育長	足りないとは聞いていません。
教育部理事	現在は十分に活用させていただいています。ダブルリミテッドの県内事例につきましては、湖南市であったり長浜市であったり、外国籍の子どもが多いところを調査研究いたしまして対応できるようにしていきたいと思います。
市長	発生する見込はどうでしょうか。
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	特に外国籍児童の多い他市町について、聞取調査をしています。いずれも多くいるわけではありませんが、その子の発達特性の中で、十分に学習ができない子どもたちがおり、特別支援学級に在籍して支援をしたり、市費で日本語指導をしていたり、日本語の初期指導教室をしていましたが、なかなか学習が伸びなかったため、外国籍の子どもの教育のため

の学校に転校していった事例も聞いております。

市長

他市で事例があるから、草津市でもそのうち発生するということでしょうか。

教育部副部長兼
児童生徒支援課長

今の学年であれば、何とか学習についていけていても、より抽象的な学習に発展していくにしたがって、日本語学習に追い付かなくなり、日本語指導と母国語の支援の合間に入ってしまうので、今後、支援が必要になるだろうと聞いています。

伊藤委員

どうしてダブルリミテッドに陥ってしまうかということですが、私の肌感覚となりますが、私が海外で子育てをしていた時に感じたことをお伝えしたいと思います。例えば、小学校1年生まで、親と母国語で話していたとします。6歳から7歳の発達段階で考えられる知能は決まっています。そこでいろいろなものを処理していくということになるのですが、6歳以降言語が二つに割れるということになってくると、物事を考えるのは、初めに習得した言語を中心にして思考していくという方法になっていきますので、普通の人であれば、一つの言語が中心になって、ある程度外国語が入ってくるまでに、ものの考え方を定着していくことができますが、幼少期の6歳ぐらいのしっかりと物事が分別しにくいというときに、違う言語が入ってくると、容量が倍になってしまうというか、普通の人が入る言語の半分の量になってしまいます。ずっとそれが続くので、知的に遅れてはいないんですけども、体験が圧倒的に少ないために処理ができないということが起こってきます。どんどん学年が上がってくるに従って、積み上げて、いろいろ思考をしていくのですけれども、差が開いていきます。低学年のときは何となく乗り切れたとしても、低学年から高学年までずっといらっしゃるお子さんはどんどん差が広がってきますので、普通の方より倍、語学をやらないと、一般の人と同じぐらいにはならないという感覚があります。

ですので、私達のような海外で子育てをしていた人たちは、家に帰ってきてから、母語を徹底的に、学校で習得した

	のと同じぐらい浴びさせるということをして、学校に送り出すということをするというのが基本といたしますか、ついていかせるための最低条件としてやっていた感覚があります。でも、そういう情報がその国の人たちに行き渡っていないと、どうしても浴びる言語の数が少なくなってしまうので、ダブルリミテッドに陥るという可能性はあると思います。発達が遅いとか、早いとかとはまたちょっと違うと思いますが、体験というか耳に浴びる量と浴びたもので物事を考えるという積み重ねの量の違いかなと、これは私の意見ですけれども、感じます。
市長	小学校の間は、まだ言語は発達段階なので、ある程度身に着けているとはいったものの、様々な知識も含めて、まだまだかなということですね。
教育部理事	貴重な御意見ありがとうございます。
森委員	日本語も母国語も未発達のダブルリミテッド等の児童生徒の対応の準備とは、日本語指導なのか、母国語支援なのか、保護者に対する生活指導的なものなのか、現時点では何を想定しているのでしょうか。
教育部理事	現時点での対応準備の想定ということですが、いかがでしょうか。
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	先程申しましたように、他市町の現状を確認していますが、教材を開発されているところがあるので、取り入れられるものがないかと探しています。具体的には、日本語指導でも使う「かるた」のようなもので語彙数を増やしていくとか、母国語に頼らなくても概念が入ってくるような教材など、文部科学省の「かすたねっと」という外国につながりのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトもありますので、日本語指導に特化したものでも利用できるものがないかを探しています。
教育部理事	日本語指導という点では、ダブルリミテッドのうち片方は

そちらで支援できるかもしれないと思いますが、難しくなってくるのは母語支援かなととらえています。ではどうしたらよいのかということは、これから検討していく必要があると思っています。

我孫子委員

小さい子が1年ぐらいいれば、コミュニケーションが取れるようになるということですが、学習をするわけで、そこに必要な言語を理解するのは、またもう一つ大変なのかなと思います。自信を無くしてしまったりするとよくないのかなと思いますので、まずは日本語がわかるというところからの支援だと思いますが、支援が充実すればいいなと感じます。

小辻委員

支援は大事ですが、保護者の方々も含めての教育ニーズ、どういったところの支援が保護者も必要だと感じておられるのか、通訳者の派遣やまちづくり協働課への翻訳依頼もありますが、よりニーズを鮮明にしてもらえるといいのかなと思います。そのうえでの施策になると思います。保護者の方々にも、様々な特性があると思いますが、ニーズをしっかりと把握することに、注力いただくと、より必要な教育の在り方、できること、できないことも見えてくるのかなと思います。保護者の方々も、日本で暮らす中で、草津市の支援以外にも支援を受けておられる場合もありますので、どういったことでサポートしてもらっているのかも把握してもらえると、草津市としての連携先も見えてくると思います。保護者の方もお仕事等大変だとは思いますが、御協力いただけたところは協力していただき、よりよい草津の教育を作っていただけたらと思います。特に草津市の場合、留学生も含めて様々な方がいらっしゃると思いますので、どんな形でサポートしているのか把握をしてもらうことが大事だと思います。

教育部理事

ありがとうございます。なかなか学校の方で保護者のニーズの把握は難しいと思いますので、そうなってくると、他機関との連携も必要になってくるかなと感じています。草津市の強みとしては、BKCもあり、留学生の方もいらっしゃいますので、そういった点の活用も今後、検討する必要があるのかなと思いました。

教育長	保護者の方の支援では、国際交流協会の方で、支援体制が増えており、情報収集もされています。進路の説明会も最近保護者向けにもされています。これから日本で生活していくうえで、一定の学力、進路、就職も大切だと思います。そういったニーズも踏まえた中で、今は日本語指導ですが、様々な形での支援も検討していかないといけないと思います。大学にも留学生が来ているので、多文化共生で学校に来てもらえることもあります。そうではなく、母語支援などの面での大学連携も研究していかねばならないと感じています。実際にそういった面で大学と連携しているのでしょうか。
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	そういったところも模索して連携していきたいところですが、大学生は授業がありますので、逆に言えば授業が空いていけば、支援もしていただけるかなと考えていますので、うまく噛み合わせられるよう、考えていきたいと思います。
小辻委員	例えばZOOMを含めて使っていただくなど、大学生がその場にいらなくても空いた時間で対応できるように、BKCのキャンパスからつなぐことも可能かなと思いますので、ICTを使った対応を検討していただけるといいのかなと思います。
市長	今の話に関連してですが、インクルーシブ教育のところに、個別支援計画を作っているという話がありましたが、外国籍の子どもについても、同じような個別計画を作っているのでしょうか。
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	個別支援計画につきましては、インクルーシブ教育に関するものですので、その子にそういった面で必要であれば作っておりますが、外国籍であることだけでは、今現在は作ってはおりません。
市長	作った方がいいのではないですか。提案ですが。

教育長	日本語指導が必要な場合は、支援計画に入っているという解釈でよいのでしょうか。
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	外国籍であるということだけで、支援計画は作っておりません。先程申し上げました通り、外国籍の子どもは短期間の出入りが多く、支援計画は幼少期から18歳までを見通して作成している長期のものとなりますので作っていないのが現状です。
市長	効果や保護者とのやり取り、確認も含めて、計画のようなものを作った方がいいのではと、今聞いて思いましたので、検討してください。
教育部理事	今までは、数が少なかったので個別に対応できたところもありますが、数はどんどん増加していますので、そういった面を見据えて、今の御意見も含めて今後の支援に活かしていきたいと思います。 あと2つ視点が残っていますので、2つ目の「不登校児童生徒の支援」について、御質問や御意見があればお願いしたいと思います。
小辻委員	2点あります。1点目が令和6年から市委託のSSWが会計年度任用職員2名にということですが、週4日勤務とされていますが、他にも働いているので、週4日が会計年度任用職員の方は望ましいと考えているのか、週5日勤務した方が児童生徒にかかる時間が増えるし、働きやすいと考えておられるのか教えていただきたい。もう1点が、やまびこ教室において利用者が少ないのが老上中、玉川中、矢倉小学校区ですが、こういったところにやまびこ教室が欲しいといったニーズがあるのか伺いたいです。
教育部理事	2点についての御質問について、担当課の方で回答をお願いします。
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	御本人の意向については、聞き取りをしたことがないので、今後確認していきたいと思います。時間が十分であるか

という点については、不登校だけではなく、いじめ問題にも関わっていただいていることが多く、どちらも件数が増加傾向にありますので、今後増やすことができればいいなと思っています。ただ、一つの学校にずっといるわけではなく、掛け持ちで、要請がある場合や曜日を決めて回っていただいているので、この形で始めたものです。始めてから、県の配置もあり、当初2名であったものが、今年度のみとなりますが、6月から3名配置となり、ケースに関わっていただく件数も増えていますので、できればこのまま配置していただきたいと思っています。

やまびこ教室の方は、中学生は自転車で1人で通所してくる子もいますので、通いやすくしたいという思いは持っていますが、なかなか市内に物件がありません。SSWも先程増やしていければと申し上げましたが、人材の確保が難しいとも思っています。それもクリアしながら充実を図っていきたいと考えております。

小辻委員

今の御回答をお聞きして、SSWの方に今後も定期的に関わっていただくことを想定した方がいいと思いますので、それを考えますと、週5日勤務で安定した形であることが重要だと思います。そうでないと、途中で出ていこうということが実際に起こると思います。より安定した環境で雇用できる職員を増やしていただきたいです。これは市長にお願いしたいと思います。

やまびこ教室の方は、物件の話はあると思いますが、ニーズとしてどのあたりにあるのが望ましいのかということ、可能であるなら利用者になるであろう方々に聞き取りをしていただきたいと思います。そのうえで地権者や様々な機関に相談していただかないと、場所が空いているからと開設しても人が来ないと思います。登校支援室に行ったり、問題なく登校できることが望ましいと思いますが、ニーズを把握していただいた上で、地権者に交渉していただきたいと思います。

森委員

今年、登校支援室加配教員が市で配置されて全小・中学校に別室の登校支援室に対応できる専門の教員がついたという

教育部理事

教育部副部長兼
児童生徒支援課長

ことで、私が伺ったときに、学校の校長先生を初め、皆さん喜んでおられました。そこで、登校支援室の設えの整備というのが、今後の課題・方向性にもありますが、ハード面では、例えばカーペットとかソファーとか柔らかい雰囲気を醸し出すような支援室を作ろうとされているのか、こんな設えまでは各学校に整備したいということがありましたら、それを教えてください。

もう1点、草津市の認定フリースクールの対象範囲の検討とありますが、草津市では、どのような経緯で、フリースクールが認定されているのかを教えてくださいと思います。

今の御質問、設えの部分と認定までの経緯の2点について担当課から回答ください。

1点目の登校支援室の設え、設備等ですが、場所としては確保し、登校支援室加配にいただいています。どうしても学校の空き教室の現状があり、落ち着いて過ごすという面が十分でない学校もあります。今、目指しているところとしましては、1つは、落ち着いて話や相談ができたり、エネルギーをためて教室に戻れるように、ソファーなどゆったり過ごせるものや、学習の支援もここでしておりますので、周りの掲示等が目に入って集中できない子もいますので、パーテーションがあって1人で集中して、学習や作業ができる空間があるようにしていきたいと思います。

2点目のフリースクールの経緯ですが、実際に子どもが通っているところに支援の制度を周知し、教育委員会に申請していただいています。具体的には、教育委員会から実際の現場に訪問し、設備や指導の様子などの項目を確認しています。一番大きいのは、フリースクールでの様子を学校にフィードバックというか様子を伝えていただけるかどうかです。その連携により、学校長がフリースクールを出席扱いにするかどうか判断します。今年からは、フリースクールで実際に指導している方と、学校での登校支援室の担当の教員にも来ていただき、交流をして、情報交換をする機会も設けております。

森委員	ありがとうございます。登校支援室の設えですが、そこを利用する子どもが、雰囲気が変わると明るくなったり、そこに通わせている保護者は子どもを大切にみているんだという学校への信頼にもつながると思いますので、学校のお金だけではなかなかできないと思いますので、ハード面を支援していただけたらいいなと思います。 やまびこ教室の話ですが、今年度上笠教室ができたことで、近くの校長先生が本当にありがたかったとおっしゃっていました。老上中、玉川中、矢倉小学校で学校が要望しているのであれば、その地域にやまびこ教室のような教室ができると、新たなつながりもできると思いますので、検討いただきたいと思います。
教育部理事	ニーズ把握はしっかりとしていきたいと思います。そのうえで、今後の対応、検討を進めていきたいと思います。
伊藤委員	不登校状況についてですが、令和5年度、小学生が著しく上がっていますが、その要因を分析していただければ教えてください。私見ですが、コロナ禍で自宅学習が増え、それまでは学校に行って勉強することが当たり前で、学校に行かないという選択肢がなかった子どもが多かったと思いますが、学校も安全・安心で、家も安全・安心であるということが前提条件だとは思いますが、家で勉強することで、学校よりも家の方が、安全・安心であると思ってしまった子が行けなくなってしまったのではないかと考えています。
教育部理事	ありがとうございます。全国的な傾向は、まだ文部科学省の結果が出ていない中で、市の現状を報告させていただいたところです。
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	感覚でしかないですが、伊藤委員がおっしゃったことは当たっているのではないかと考えています。1,000人率で挙げていて、人数が増えている現状がございます。一方で、好転率といいますか、不登校支援室から普通教室に戻ったり、なかなか登校できなかったけれど不登校支援室へ来ることができ

るようになったりといった状況がよくなってきた率については、令和4年度までの県による3校のみの場合のときよりも、市の方でモデル校として増やした時の方が上がっています。県のみでは50数%だったのが、60%ぐらいに10%近く増えています。年間30日以上休むと不登校になりますが、30日休んだけれどもその後、好転している事例も増えています。

伊藤委員

不登校の方に対する施策は加配など手厚くされていると思います。ただ、コロナで漏れていた潜在的な感覚があぶりだされているということであれば、学校の公教育のデザイン変更に関わってくると思います。どんどん不登校の児童生徒が増えるから、フリースクールを増やせばいいというものではないという気がします。これはあくまでも対処療法的なもので、フリースクールがどんどん増えて、それぞれの多様性を生かして様々なコミュニティが増えるのを新しい形とするのか、元の公教育のたくさんの中で学ぶという方向に戻すのであれば、デザインの的にこの形で進めていっていいのかというのはアンケート等でエビデンスを出して、確認しなければならないと思います。今は転換期ということで模索中ということ、行けていない人のケアをすることに追われてしまうということもわかりますが、潜在的な何かを調べた方がよいのではないのでしょうか。アンケートにあなたにとって、安心できる場は、家庭ですか、学校ですかということも組み入れていかれるとわかってくることもあるのではないのでしょうか。

教育部理事

ありがとうございます。ただ、全国の動きもしっかり把握して、市独自の傾向なのか、国全体の動きなのかを精査していかないと、見極めが難しい部分があると思います。そのあたりも踏まえながら、参考にさせていただきます。

市長

文部科学省でも、このあたりは大きな課題であるとの受け止めの中で、学習指導要領も改訂をされると思いますし、新しい登校支援室への設えについては、新しく補助制度を設けるということですので、安心の場にして、教室に戻れるような、ワンクッションとなるようにしてほしいです。10月4日に文部科学省に要望活動に行きました。これについては、市

	長としても、予算確保していきたいと思います。
教育長	伊藤委員がおっしゃったように、学校のスタイルというのも、授業も知識伝達型の一斉授業ではなく、みんなで学び合うように変わってきていますし、こどもまんなかの学校づくりも今年から少し打ち出した中で、子どもが学校に行きたいな、そこで活動したいなという部分もしていかないといけないと思います。学ぶ場の選択肢が増える中、学校でしか学べないこと、集団で身に着けられることもたくさんありますので、先生方には、子どもたちは魅力ある学校づくりをしていくうえでのパートナーであるということで、先生と生徒という上下関係ではなく、手をつなぎ合ってそんな学校を作っていくということで、こどもまんなかの学校づくりの取組をしていかないといけないと思っております。今後、少しエビデンスと言いますか、分析をして、進めていかないといけないと思っております。
教育部理事	ありがとうございます。 そうしましたら、3つ目の「インクルーシブ教育の充実」について、御意見・御質問をいただきたいと思います。
我孫子委員	答申と実際の就学先が異なる方がいるということですが、サポートが必要になると思います。現状はどうなっているのでしょうか。
教育部副部長兼 児童生徒支援課課長	今ある制度としましては、特別支援学校に答申が出ていて、普通の市内の小中学校に通っている子については、知的障害がある中で、特別支援学校が望ましいとされた子が2名います。特別支援学級では、インクルーシブ加配というフルタイムではありませんが、職員がついています。吸引などの医療的ケアといった看護師などの資格が必要なケアがあるお子さんの場合は、看護師がつきます。その他は、答申と違うところに在籍した場合でも、人的配置はありません。
教育部理事	学校の現状としましては、支援が必要な子どもになり、なかなか担任1名では難しいので、例えば教務をしているフリ

一の教員が入ったり、教室アシスタントの力を借りているのが現状だと認識しております。

伊藤委員

インクルーシブ教育ということで、合理的配慮とはというところに、障害の有無に関係なく、すべての人々が安心して生活をといる文言がありますが、障害がない子たちに対して、どんな教育が行われているのか、障害のある子だけに手当がついていて、一般の方はそこに入っているだけなのか、インクルーシブ教育を実際に行っているクラスにアンケートをしたことがあるのか、実際に子どもたちはどう思っているのか、そういったアンケートはどうでしょうか。

教育部理事

障害の有無に関係なくという点に対し、無の障害のない子に対する対応はどうされているのかという御質問ですが。

教育部副部長兼
児童生徒支援課長

「すべての人々が」にかかる言葉で、障害の有無に関係なくどの人も安心して過ごせるようにという意味です。実際には、少しそれますが、障害の有無の境目があいまいになってきていると思います。いわゆるグレーゾーンと言われる子どもが増えてきています。特に発達障害については、明確な定義がなく、医者の診断によるものですが、診断が出ていなくても、配慮しなければなりません。アンケートについてはとってはいません。周りの方に理解してほしいので、公にしたいという保護者の方もいれば、オープンにしたいくないので出さないでほしいという保護者の方もいらっしゃいますので、工夫をしながらとなりますが、アンケートを取れたらと思います。周りの子の視点は大事だと思いました。

伊藤委員

グレーゾーンの方は非常に多くいらっしゃると思います。その割合も、人によってデコボコは様々だと思います。逆にグレーではない子はだれもいないというぐらいで、ほとんどの方はグレーだと思うのですが、例えば黒板で写メを取っている子が、自分もグレーで写しにくいけど、ぎりぎり写せているということがあれば、その子も写メをとってもいいというようにしないと本当のインクルーシブ教育にはならないのかなと思います。本当のインクルーシブ教育をするのであれ

	ば、多くの人が必要になりますので、目に見えないものかもしれないかもしれませんが、先を見越した投資ということで、予算がついていくべきなのかなと思います。
教育部理事	ありがとうございます。それぞれの子どもへの支援の広がりというところでインクルーシブ教育の充実が必要になるのかなとお話をお伺いしました。
小辻委員	伊藤委員の話の関係で1点と質問を1点させていただきたいと思います。やはり子どもたちが、学びの場で、より主体的に楽しく学べるのが大切だと思っていて、写メが許容し、共有されるのであれば、全生徒に提供されていいものだと思います。先生としては、文字に書いて、ノートに書いてまとめることの重要性を教えるのであれば、書くことが難しい生徒に対しても、そのサポートをする必要があります。それをしないのであれば、合理的配慮ではなく、全員に対して同じことをして、その場で一緒に学ぶということに意味があるのかなと思います。いじめなどにつながらないように、できる限り同じ環境で学べるということに配慮をしてほしいです。合理的配慮が必要な子どもが安心して参加できると思いますので差別化ではなく、皆が納得できる形かなと思います。 学校図書館活用については、どのようにお考えでしょうか。例えば、視覚障害のある方は、文字データの貸出や読み上げソフトなどが利用できますが。
教育部副部長兼 児童生徒支援課長	学校図書館では、データの貸出は対応できておりません。視覚障害の子が在籍していれば、様々な形で、例えば読み上げたりといった対応はしますが、人数の関係で担任が付きっきりではできない実情があります。
小辻委員	市の方にも図書館がありますが、障害があると図書館が遠い場所になってしまいます。学びの障害になってしまいますので、図書館について慣れ親しめる場所であるように何らかの形でサポートできるように対応していただきたいと思います。

教育部理事

ありがとうございます。先ほど、外国籍の子どもの件でポケトークやICTの活用の話もありましたが、視覚に障害のある子だけではなく、その子それぞれに合ったICTの活用が大事だと感じました。

森委員

学校での合理的配慮の人的な体制の充実とは、現場の先生方は、あそこに1名いればなあと思っていらっしゃるのかなと思うのですが、例えば教室アシスタントは1年生についてはいますが、特別支援学校や支援学級が望ましいと答申があった子が保護者の意向で通常学校や学級に入った時のためのあそこに1名ということなのかなと想像したのですが、実際に現場でどのような状況が起きているのでしょうか。人的な体制の充実とはどのようなことを望んでいるのでしょうか。

教育部副部長兼
児童生徒支援課長

学校の現状としては、教室アシスタントの力は非常に重要です。1年生の学級数分は配置されていますが、特に当初の時期では合理的配慮の必要なお子さんだけではないですが、小1ギャップを防ぐためにも大切です。一方で、後半になると、1年生も落ち着いてくるので、必要に応じて、学校の中で2年生以上であってもまわっていただいています。クラスの中での支援はもちろん、どうしてもクールダウンといいますか、教室以外の場で過ごす子もいますので、その安全確保と言いますか、落ち着くための時間を見守っていただいたりもしています。

市長

特別支援学校や支援学級が望ましいという答申があっても、保護者の意向で通常学校や学級に行く方がよいという方が今までよりも増えているということであれば、やりくりしてではなく、人的支援の中で、増やした対応をするのがベストだとは思いますが、市にも限りがあり、市ですべて対応することは財源的に難しいですし、全国的な傾向でもあると思いますので、国の方に要望活動をしながら、人的な体制の強化を求めているかなければならないと思って聞いていました。

教育部理事

全国的な傾向は明らかだと思いますので、国・県への要望についても進めていきたいと思います。

ありがとうございました。それぞれいただいた御意見・御提案を踏まえながら、これからの事業に活かしていきたいと思います。

それでは、第1部につきましては以上で終了させていただきます。この後、第2部の準備をさせていただきます。準備が整うまでの間、一旦休憩とさせていただきます。

16時25分再開をお願いいたしますので、またこの場へお集まりいただきたいと思います。

—————第2部—————

教育部長

それでは、再開したいと思います。

教育委員会事務局の岸本でございます。

第2部は私の方で進行をさせていただきます。

議題は「草津市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について」でございます。担当の教育総務課より説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課の山田でございます。

タイトルが、少し長いので、以降は「大綱」と省略して説明させていただきます。

まず、「大綱とは」ということで、簡単に定義や法的根拠などを御説明いたします。定義でございますが、大綱は、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの」とされており、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めること、とされていますが、教育の課題は地域によって様々であることを踏まえ、地域の実情に応じて策定するもの、とされています。法的位置づけですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる地教行法の第1条の3において、先ほどの定義にあたる部分が位置づけられています。また、第2項におきまして、大綱を策定したり変更するときは、総合教育会議で協議するものとされており

ますので、本日この場で協議をお願いするものでございます。

続いて、大綱と、教育振興基本計画との関係について御説明いたします。本市では、今年度に第4期の教育振興基本計画の策定を進めているところでございます。根拠法ですが、大綱は、先ほどの地教行法でございます。教育振興基本計画は、教育基本法を根拠としています。策定主体は、大綱は地方公共団体の長、基本計画は地方公共団体となっております。内容については、大綱は「教育、学術及び文化の振興に関する 総合的な施策の目標、根本的な方針」とされており、基本計画は「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」となっております。また策定義務ですが、大綱は地教行法で義務付けられているのに対し、基本計画は努力義務となっております。

続いて、現在の本市の大綱でございます。平成26年の文部科学省からの通知により、地方公共団体が教育振興基本計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができる、とされています。本市の大綱につきましては、平成27年度の総合教育会議の中で、大綱と教育振興基本計画の内容に大きな乖離があることは望ましくない、という議論も踏まえまして、当時既に策定されていた第2期の草津市教育振興基本計画の基本理念に前文を添えるかたちで大綱とすることを協議・調整いただき、平成27年6月に策定されました。大綱の対象となる期間は、当時の第2期教育振興基本計画と同じ「平成27年度から平成31年度」の5年間とされました。その後、第3期教育振興基本計画の策定にあわせて、同様に基本理念に前文を添えるかたちで大綱とすることを、令和2年度の総合教育会議で協議・調整いただいたところです。令和2年度に策定された現在の大綱については、お手元に資料1として配布しておりますので、御確認をいただけたらと思います。現行の大綱の期間は、「令和2年度から令和6年度」で、第3期基本計画と同じ期間となっておりますので、大綱についても今年度中に見直す必要があるところでございます。

現在、策定中の第4期教育振興基本計画ですが、現段階のものとなりますが、簡単に説明させていただきます。お手元

の参考資料１「計画の概要版」も参照いただければと思います。第４期計画につきましては、現在、教育振興基本計画策定委員会という外部委員会に諮りながら、策定を進めているところでございます。策定のポイントといたしましては、情報化社会の進展や超スマート社会の到来を見据えた教育、持続可能な社会の創り手の育成とSDGsの理念の推進、また、人生１００年時代を見据え、教育を通じたウェルビーイングの向上など、教育を取り巻く現状や、国の教育振興基本計画の内容を参酌して、これまで策定を進めてまいりました。構成については、記載のとおり第１章から第６章になっており、第４章が大綱にも位置付けたいと考えている骨格部分となる「計画の基本理念と施策の基本方向」となっております。第４章の内容ですが、基本理念につきましては、第１期から継続して、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち くさつ」としております。時代の流れとともに社会情勢は変化しておりますが、本市の教育が目指す大きな方向性は変わらないという考えから、継承しているものでございます。施策の基本方向も第３期と変更なく、四つの基本方向を設けております。１子どもの生きる力を育む、２学校の教育力を高める、３社会全体で学びを進める、４歴史と文化を守り育てるです。各基本方向に、計１１の基本項目を設定しまして、それぞれの基本項目ごとに取り組んでいくべき基本施策を、計３１施策設けております。資料３が、第３期と第４期の施策体系の比較の資料でございまして、計画の第４章に記載しております「基本理念」と「施策の基本方向」、「基本項目」を示しており、第４期では基本項目１に「主体的に社会の形成に参画する資質・能力の育成」、５に「多様な教育ニーズへの対応」を追加するなどの見直しを行っております。以上が、教育振興基本計画（第４期）の概要でございます。

続きまして改定後の大綱案でございます。第２期、第３期教育振興基本計画策定時の大綱と同様に、大綱と教育振興基本計画の内容に乖離があることは望ましくない、との考えのもと、教育振興基本計画の基本理念に、市長の思いを盛り込んだ前文を添え、大綱とする現在の構成にしたいと考えております。

資料２が新たな大綱の案となります。まず、前文が来まして、「１．大綱の趣旨」として法的根拠を、続いて「２．期

間」については基本計画と同じく5年間とし、「3. 構成」としましては、基本計画第4章の「理念と施策の基本方向」を位置付けることとしたいと考えています。

こちらは第4期教育振興基本計画の大綱の前文の案でございます。スライドでは見にくいかと思いますので、お手元の資料2の最初のページで御確認いただけたらと思います。大綱は市長が定めるものでございますので、この前文に市長の思いを反映し、教育振興基本計画の基本理念等と合わせることで、教育大綱としたいと思います。前文の内容ですが、現在の大綱と同様に、1つ目の段落にはこれまでの本市の取組などを記載し、本市の現在までの振興計画や、大綱の策定状況を記載しております。2つ目の段落につきましては、教育を取り巻く現状として、「コロナ禍において、オンライン環境が急速に普及したこと」や、国の基本計画を参酌して、「持続可能な社会の創り手の育成」や「ウェルビーイングの向上」に関する記述をしております。3つ目の段落につきましては、生きる力を育む教育や、学校の教育力のさらなる向上、また、生涯学習やスポーツなどの機会の充実、歴史資産の活用など、今後5年間の本市の取組の方針を記載しております。4つ目以降の段落につきましては、第4期計画の中の基本理念と基本方向を大綱として位置づけることをうたっているところでございます。最後には学校、地域、家庭など皆様とともに教育の向上に取り組んでいきたいという意気込みを記載しております。

以上、教育大綱についての事務局からの説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

教育部長

教育大綱についての説明、仕組みということで地教行法に定めがあり、法律の定めに基づき大綱を定めたいということ、草津市では、教育振興基本計画を任意ではありますが、これまでから定めてきたという経過がありまして、その基本計画の一部を大綱としてきました。その説明と、第4期の基本計画の第4章の部分、基本理念については「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を第1期から継承させていただきたいということと、併せて基本理念と基本方向を、今策定を進めさせていただいているところではあり

ますが、事務局案としてまとめさせていただき、そちらを大綱とさせていただきたいとしたところでございます。皆様から御質問・御意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

小辻委員

非常に大事なことをまとめていただいていいなと思います。一方で気になる点としては、持続可能な社会の創り手の育成とSDGsの推進というところがありますが、SDGsの理念は誰一人取り残さないというすべての人をということだと思います。基本理念に「子どもが輝く教育のまち」という言葉が出てきますが、「すべての人が輝く教育のまち」に本質的にはなるのかなと思います。どちらでも素敵な言葉だと思いますし、教育機関として、子どもは非常に大事なところだと思いますが、子どもがではなく、すべての人というように、今後、わかりやすく盛り込んでくことができるかがテーマかなと思いますので、思いや考えをお聞かせいただけたらと思います。市長にも御意見をいただきたいと思います。

教育総務課長

ありがとうございます。当然SDGsの理念を踏まえ、基本理念の子どもには、すべての子どもを取り残さないという意味を込めております。

小辻委員

SDGsは生涯を通してというところになってくると思いますので、理念の推進と言ってしまうと、子どもが中心ではなく、すべての人が主体であるということにかかってくると思いますので、テーマかなと思って述べさせていただきました。

市長

持続可能な社会の創り手は子どもたちをさして、SDGsは、おっしゃるように、子どもも含めてすべての人を誰一人取り残さないということだと思います。人生100年時代を見据えとも書いていますので、このあたりは、生涯学習、スポーツ、文化も含めてのウェルビーイングの向上であり、構成をどうするかという話がありますが、思いとしては、SDGsは生涯学習を含めたすべての人の教育を含めた取り残さない社会を作っていくということだと私はとらえて

おります。

小辻委員

内容としてはわかりますが、市民に発信したときに、「子ども」は教育委員会の仕事として20歳のつどいも対象とされていますが、大学生では生涯学習の一環であると理解できていないこともあります。市の式典としてとらえている人たちも多数いらっしゃると思いますので、いかに生涯において学びがあるかを上手く表現ができるとよりいいと思います。中身としては納得しています。

市長

基本理念を定めたときの議論の中では、「出会いと学びのまち・くさつ」のところで、大人も子どもも含めてということでした。ただ、おっしゃるように、そこが浸透しているかと言われるところはあると思います。社会全体で学びを進めると記載しておりますので、子どもだけの教育大綱ではないというところを書き込んでおります。どのように市民に浸透させるかについては、教育委員会にしっかりしていただきたいと思います。

小辻委員

ありがとうございます。今日この議論ができて、話が出ただけでも十分に伝わったかなと思いますので、盛り込んでいるということで納得しました。

伊藤委員

基本方向1子どもの生きる力を育むというところですが、基本項目に主体的に社会の形成に参画する資質・能力の育成が新たに追加され、その内容にスクールE S Dくさつプロジェクトや子どもまんなかの学校づくりのことが新たに記載されています。新しいもの同士で何か意味や繋がりがあるかと思いますが、文章だけではわからないので、主体的にということと、スクールE S Dくさつプロジェクトの内容でどのように主体性が発揮できるようになるのか、その意図を教えてください。

学校教育課長

第4期計画で基本方向1子どもの生きる力を育むの中で1つ目に主体的に社会の形成に参画する資質・能力の育成を掲げているのは、やはりS o c i e t y 5 . 0であるとか、持

続可能な社会の創り手の育成等のこれからの社会を牽引していくような機動力のある教育をして、子どもたちを将来の担い手として育てていくために、聞き取りもし、実施していただけているためと思っております。その中で主体的にということと、スクールE S Dくさつの取組との関わりですが、スクールE S Dくさつの学習は主に、総合的な学習の時間に地域の皆様方と一緒に地域課題を解決するという学習を行います。今まででしたら問題を見つけてそれについて調べ、まとめて発表会をするような、学習をよく行っていました。その学びの進め方自体も子どもたちが考える学びの流れを作りますし、また子どもたちが行って、自分たちの課題解決に向かったとして、それをいかに地域に還していくか、それを子どもたちが考え、地域の皆様に発信していく、行動していくという、学びのサイクルとしてスクールE S Dくさつを考えておりますので、子どもたち自身が考え行動するという場面をたくさん経験しながら大人になっていくという意味において、この主体的に社会の形成に参画する資質・能力の育成につながっていると考えています。

伊藤委員

ありがとうございます。場所が全然違うところにカテゴライズされていますが、先ほどのインクルーシブ教育のところにも関連があるのかなと思います。自分たちがインクルーシブ教育になったときに、自分が何を選択していくか、例えばどの人にでも黒板の写真を撮ることを可とするという選択肢を与えた場合に、自分はそれが必要か、必要でないかということを選択する力が主体性につながってくるのではないかと思いますので、スクールE S Dくさつプロジェクトでたくさん練習をしていただき、他のところでも発揮できるようになればいいなと思います。

教育部長

ありがとうございます。

我孫子委員

私も、基本方向1子どもの生きる力を育むの中の1つ目に主体的に社会の形成に参画する資質・能力の育成が入ったところが、いいなと思っています。スクールE S Dくさつプロジェクトを進めておられる中で、子どもたちが社会に関わっ

て、自分たちで問題を見つけて、つながりがある中で解決することは学びが大きいと感じています。主体的に社会の形成に参画する資質・能力の育成と多様な教育ニーズへの対応のところで、人や社会とつながりを持つということがしっかり言葉として入ったのかなと思います。心と体の健康があったうえで、つながりが増えることでもっと幸福が増えるそうです。本で読んだ話となりますが、脳内物質で幸せだと感じる物質が3つあるそうで、そのうちのオキシトシンという物質がつながりや愛があることでそれが出て、幸福度が上がるそうです。スクールE S Dくさつプロジェクトは、つながりにプラスして社会からの「ありがとう」という感謝があることで、大人も子どもも、オキシトシンという脳内物質が発生されるんだと感じました。また、子どもの体験は、その子にとっての大事な核になるのではと思います。それが生きる力になると思いますので、今後も、しっかり生きる力を育む草津であってほしいと感じます。

学校教育課長

スクールE S Dくさつプロジェクトに着目していただいているようで、うれしく聞かせていただいております。一例御紹介させていただきたいと思います。今週、私は、常盤小学校に行って、4年生の学習を見せてもらいました。常盤学区は他の学区に比べて、高齢化率が高いということから、子どもたちは高齢者の方々が、健康に生活していただくためにはどうしたらよいかということで、高齢者が一緒にできるような体操を考えて、100歳体操の方々に見ていただいて、意見をいただき、改善をし、ゆくゆくは常盤のまち皆で体操しようという学習を進めています。我孫子委員がおっしゃったように、出会って、触れ合って、認められて、役に立っているという経験を積むことが、子どもたちの学びを強くしますし、主体的に地域で生きていこうということにつながると思います。そのために、一生懸命展開されています。よろしければ、是非御覧いただけたらと思います。

教育部長

スクールE S Dくさつプロジェクトの取組が子どもたちの体験につながり、生きる力を育むことにつながるということでございます。

森委員

基本方向1子どもの生きる力を育むが分厚くなって、草津市の教育委員会がここに力を入れているということが伝わってきます。学力も大事ですが、予測不可能な社会を生きていくうえで、自分で問題を仲間と協働して解決していく力をつけていかないと。学校での経験が将来の困難に出会ったときに、その子が乗り越える力になるのは間違いないと思います。その1つとしてスクールESDくさつプロジェクトというのが、子どもを育てる取組になっていると感じています。他市の先生と話していると、やりたくてもなかなかできない現状が教育現場にあるので、問題解決的なプロジェクトをしているのはすごいなということでした。今年、スクールESDくさつプロジェクトを全20校で実施されて1年目ということでしたが、これからどのように発展して、どのようなことまで見据えておられるのかを教えていただけたらと思います。

学校教育課長

ありがとうございます。今年始まったところで、ESDアドバイザーを3名配置していただき、各中学校区2校区につき1名が担当し、軌道に乗せ、新たな取組をしていこうとしているところです。新しい取組だからこそ、子どもたちも先生方も熱がこもって、学習ができていく、創り上げていくチャンスが生まれていると思っております。中学校も1年生から3年生までの1サイクルで、学びが創り上がり、子どもも経験を積み上げていくと思いますので、まず3年間しっかりと学びのサイクルを創っていく中で、その都度、子どもたちも先生も変わっていくわけですので、その時に見える課題に向かって解決する学習を創り上げていくという構造にしたいと思っています。1回創ったからといって、繰り返し同じことを毎年すればいいという学びではなく、その都度、新たな課題を見つけ、新たな行動化をするという学習にしていきたい。一旦は2030年を区切りの節目として、そのサイクルを創り上げていきたいなと思っております。

教育部長

今後の考え方ということで、今年から全校で始めたという部分も含めて、今後更に深めていきたいということでござい

ます。

市長

全体を通じて、子どもから高齢者まですべての人がウェルビーイングにつながる位置付けになっていると思います。その中で、基本項目 9 スポーツの充実、10 文化・芸術の振興、これもウェルビーイングにつながります。スポーツ活動の推進というと実際にすることも、見ることも、広くウェルビーイングになると思います。ただ、文化・芸術に触れる機会と記載されています。文化・芸術を創造する、練習してやっていくという機会が見受けられませんが、それはどこに記載されているのでしょうか。連携はどうなっているのでしょうか。

生涯学習課長

文化・芸術の方につきましては、おっしゃるように、今までですと、触れる、見に行く機会を重点的に想定しておりましたが、文化活動としては昔から個人的にされている方は、たくさんいらっしゃいましたが、高齢化してきており、子どもも学校に在る間は授業で扱うこともあります。卒業をされるとそんな機会もなくなってしまいますので、文化を将来的に担っていただける、後継者の育成という意味でも、今後、文化活動を、身近な地域でやっていただけるように考えているところでございます。10 文化・芸術の振興のところに直接記載されているわけではありませんが、8 生涯学習の充実のある基本方向 3 社会全体で学びを進めるのところに「人生 100 年時代において子ども、若者、社会人、高齢者等、すべての人が豊かに生きていくために、地域での学習等を通して、生涯にわたって学び、活躍し続ける」場を用意するということを書かせていただいております。

市長

頑張ってやっていってください。本文は変えるならもう少し考えてください。

生涯学習課長

はい。

教育部長

その他、御意見・御質問はよろしいでしょうか。

全員

はい。

教育部長

大綱の建付につきましては、前文に加えまして、基本理念、施策の基本方向は完成した教育振興基本計画の第4章の内容とし、協議の中で、皆様からいただきました御意見に基づきまして、まだ教育振興基本計画が策定中でございますので、そちらで諮りながら修正のうえ、最終は市長の了承をいただいた上で大綱としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全員

はい。

教育部長

ありがとうございました。
以上をもちまして、第2部を終了とさせていただきます。
それでは、教育長から全体のまとめをお願いします。

教育長

本日は、長時間にわたりましたが、第1部は多様な教育ニーズへの対応ということで、これから求められる大きな課題を、市長をはじめ、教育委員も含めて、現状と課題を確認し、共有できたことは、非常に大きな意義があったなと思っております。市長からのお話もありましたが、基礎自治体でできること、全国的な課題であることもありますので、そういったことを取捨選択しながら、教育委員会として、どのような解決方法があり、施策が展開できるかを改めて考えていけないといけないと思っております。市長には、教育に非常に御理解をいただき、予算、人員体制も含めて力を入れていただいておりますので、大変感謝しております。委員の皆様からも多くの意見をいただきましたので、しっかりと受け止め、咀嚼をして、知恵を絞って、現場の先生方も含めてですが、対応策を考えていかなければいけないと改めて感じたところでございます。

第2部では大綱ということで、表に出ていきますので、説明をしなくてもわかるような文面にすることも、言葉が独り歩きをしていきますので、非常に大事なと思います。教育振興基本計画も策定委員会で策定中ではございますので、そういったところで諮っていきたいと思います。一番の肝とな

っておりますのは、先ほど御意見いただきました「主体的に社会の形成に参画する資質・能力の育成」で、これから子どもたちが社会に出ていくことを前提にしたうえで、しっかりと力をつけていくということが明確にできたのではないかなと思っています。「子どもが輝く」ということで、小辻委員からも意見がありましたが、子どもが輝くことで、地域も大人も輝いていく、子どもが輝くことが一番の原点ではないのかなと思っております。そういった中で、いろいろな人が輝き、ウェルビーイングにつながる、そんな形で、反映できているのではないかなと思いますし、本日いただいた御意見をもう少し、策定委員会でも議論いただき、よりよい計画、大綱にしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

市長

それでは、主催者として一言御挨拶申し上げます。

本日は皆様方から貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。草津市の教育がよりよくなるように、意見交換を今後とも行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、本日の総合教育会議を閉会とさせていただきます。

閉会 17時00分